

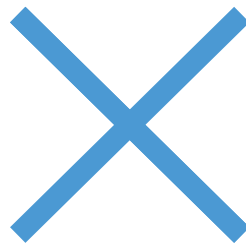
## 「医療制度」についての説明会時での 茶菓・弁当の提供



当社はA病院の薬剤部で医業経営コンサルタントの資格を有する自社社員による「医療制度の説明会」を計画しています。その際、茶菓・弁当の提供をして欲しいと依頼されました。このような説明会を実施することはできるでしょうか。



回答



自社の社員による医療制度の説明会は実施できますが、茶菓・弁当の提供はできません。

### 解説

#### 「医療制度」についての説明会は

「医療制度」についての説明会は、公正競争規約でいう医薬情報担当者による自社医薬品の説明会(医局説明会等)ではなく「**便益、労務その他の役務**」で判断します。

#### 「医療制度」の説明会時の茶菓・弁当提供は

「**便益・労務の提供**」としての景品提供として判断していますので、当説明会のために新たに費用の発生するものは提供できません。